

## 柔道整復師（接骨院・整骨院）での 受診に伴う確認について

ダイハツ系連合健康保険組合では、皆様からいただいた保険料を適正に利用するために、様々な事業を実施しています。

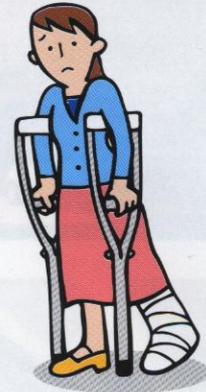
このたび医療費適正化の一環として「柔道整復師（接骨院・整骨院）での受診に伴う確認について」を、平成20年5月から実施させていただきます。

これは柔道整復師からの請求内容が適正であるかを判断するために、**負傷の原因や施術内容（部位や日数等）を受診者ご自身で確認していただくものです。**なお、この確認作業は健康保険組合が点検機関（ガリバー・インターナショナル（株）保険管理センター 所在地：大阪）に業務委託して行います。

**点検機関からの確認文書がご自宅に送付されてきますので、必ず回答期限までの返送にご協力していただきますよう、よろしくお願いいたします（下記の図④⑤）。**

なお、皆様からご回答いただいた内容については、個人情報に充分配慮し、医療費適正化以外の目的には使用しない旨の契約を締結しています。また、この確認は柔道整復師への受診を抑制するためのものではなく、皆様に療養費制度について正しく理解していただき、適正に受診していただくための事業であることをご理解願います。

## 健康保険組合の 新たな取り組み について



### 柔道整復師受診における内容確認の流れ

